

## 足立区止水板設置工事助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浸水被害の防止又は軽減を図るため、足立区内の住宅、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において止水板の設置及びその他の関連工事（以下「止水板設置工事」という。）を行う者に対する助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建築物の浸水を防止すること目的としてその出入口等に設置するもので、次の要件に該当するものをいう。
  - ア 金属板等の浸水に耐えうる材質で、一定の浸水防止性能を有すること。
  - イ 取り外し又は移動が可能であること。
  - ウ 繰り返しの使用が可能であること。
- (2) 関連工事 止水板の設置に伴い、浸水防止の効果を高めるために行う工事で、次の工事に該当するものをいう。
  - ア 内外壁の防水工事
  - イ 土間コンクリート打設工事
  - ウ その他区長が必要と認める工事
- (3) 管理組合 建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づき、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために、建物の区分所有者で構成される団体並びに団地内の土地、附属施設並びに建物の管理を行うために団地内の建物所有者（区分所有権を有する者を含む。）により設立される団体をいう。

### (助成対象者)

第3条 区長は、足立区内で止水板設置工事を行う住宅等を所有し、又は使用する次のいずれかの者に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 足立区に住民登録をしている個人
  - (2) 足立区に本店又は支店の登記をしている法人
  - (3) 管理組合
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付対象としない。
- (1) 周辺地盤面より掘削して土地利用を行い、浸水被害を拡大させるおそれがある地階を有する住宅等の所有者及び使用者。ただし、止水板設置工事を行う建築物が本要綱の制定以前に建築確認済証の交付を受けた建築物である場合はこの限りでない。
  - (2) 止水板設置工事について、国、東京都又は足立区から本要綱に基づく助成以外の助成を受ける者
  - (3) 住民税を滞納している者
  - (4) 住宅等の売買を目的として所有している住宅等に止水板設置工事を行う者

(助成額)

第4条 助成額は、止水板設置工事の経費に2分の1を乗じた額とし、1つの住宅等について50万円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、1つの住宅等につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前までに足立区止水板設置工事助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 設置箇所の案内図、位置図及び写真

(2) 工事計画図及び止水板の規格が明示されている図面

(3) 工事見積書の写し

(4) 土地及び建物の登記事項証明書

(5) 申請者が使用者である場合は、土地及び建物所有者の承諾書（様式第2号）

(6) 申請者が個人である場合にあっては住民票、法人である場合にあっては登記事項証明書又はこれに準ずる書類（発行後3か月以内のものに限る。）

(7) 申請を行う前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書（発行後3か月以内のものに限る）

(8) 管理組合の代表者が申請する場合は、工事の実施に関して議決したことを証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか、委任状（様式第3号）を添付するものとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金交付決定通知書（様式第4号）により、助成金の交付が不適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、前条の助成金の交付決定後において、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、足立区止水板設置工事助成金変更交付申請書（様式第6号）を速やかに区長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の変更交付が適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第9条 第6条第1項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、この要綱に基づく止水板設置工事が完了したときは、止水板設置工事完了届（様式第8号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図等）
- (2) 工事着工前と完了後の写真
- (3) 止水板設置工事の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類  
（検査）

第10条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて設置箇所を確認する。

（額の確定及び通知）

第11条 区長は、前条に規定する検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、足立区止水板設置工事助成金確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により通知を受けた者は、足立区止水板設置工事助成金請求書（様式第10号）により、区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、申請者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第13条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を止水板設置工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、足立区止水板設置工事助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 区長は、前条に規定する交付決定の取り消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金の全部又は一部を返還させることができる。

付 則（4足都都発第5025号 令和5年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。